

「法人の森林」のご案内

国有林を活用した森林づくりを通じて、国土保全、地球温暖化防止などの社会貢献活動に参加できます。企業等の皆様と林野庁が分収林契約を締結し、共に森林を造成・育成して伐採後に収益を一定の割合（持分割合）で分け合う制度です。



制度の概要

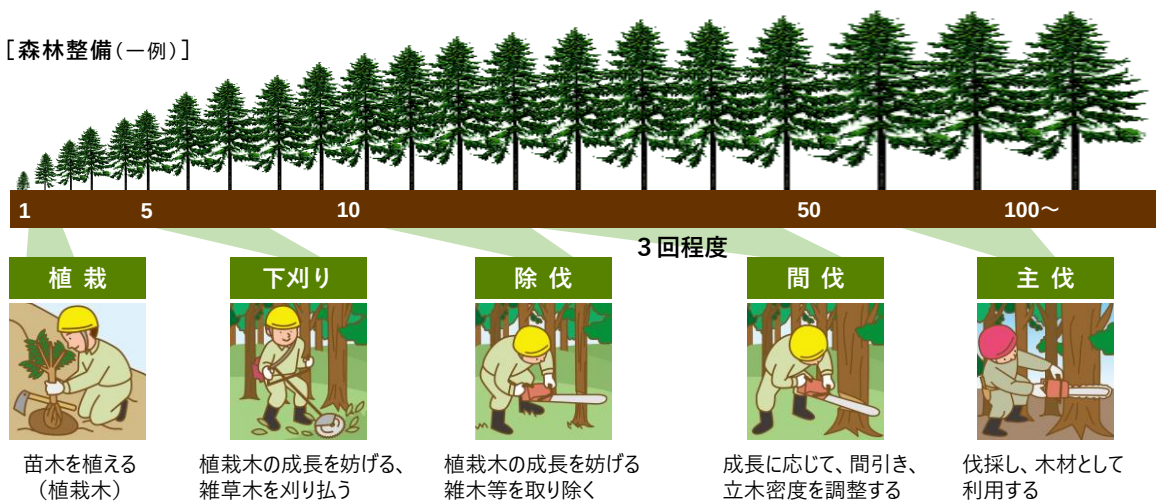
- 分収林契約※を締結し、森林を造成・育成していく過程で契約地を植樹や間伐といった林業体験等に活用することができます。

※分収造林：契約者が費用を負担して造林、保育を行う。（作業は森林組合等に委託可能）

※分収育林：契約者が国が行う育林管理に係る費用を負担する。

- 社会貢献活動として森林づくりを行う旨の憲章及び森林利用計画を定めていただきます。

〔森林整備（一例）〕



分収造林

（収益を分収）

（分収）

分収育林

（収益を分収）

（分収）

法人の森林

契約期間：約50～80年
（条件を満たせば延長可能な場合あり）

契約期間：約20～60年
（条件を満たせば延長可能な場合あり）

「法人の森林」の活用例

- 会社のHPや環境報告書などで、「法人の森林」での取組をPR
- 森林内に企業等の名称、森林造成の趣旨などを掲げた看板の設置
- ベンチの設置、遊歩道等の整備
- 社員の皆様やお客様とのふれあいの場として活用
- 記念行事としての植樹、下刈などの作業体験、森林浴 など



環境貢献度評価

ご契約箇所の森林が発揮する環境貢献度を評価し、毎年お知らせします。

【評価項目】

水源涵養便益	洪水防止便益
	流域貯水便益
	水質浄化便益
山地保全便益	土砂流出防止便益
環境保全便益	炭素固定便益

(環境貢献度評価の通知例)【毎年効果】

(1) 契約内容

契約箇所：〇〇森林管理局 〇〇森林管理署 〇〇国有林〇林小班

面 積：〇 ha

持分割合：契約者：〇 国〇

主な樹種：〇〇

(2) 評価額・物量結果

測定項目	評価項目	年間効果評価額(千円)	物量
水源かん養便益	洪水防止便益	〇〇	〇 m³/sec
	流域貯水便益	〇〇	〇 m³/年
	水質浄化便益	〇〇	〇 m³/年
山地保全便益	土砂流出防止便益	〇〇	〇 m³/年
環境保全便益	炭素固定便益	〇〇	〇 CO₂.t/年

(3) 参考資料

御社の契約森林について、持分割合を考慮して、1年間の効果を換算した結果は以下のとおりです。

(1) 水源かん養便益(水源かん養便益のうち流域貯水便益及び水質浄化便益)

森林は、森林内に一時的に水を貯め、森林外にゆっくり流すことにより、河川の流量を平準化し、洪水や渇水の緩和、水質の浄化に役立っています。これらの働きは、森林がない状態と比べて、森林があることにより増加した水の浸透量で計算されます。

貯 水 量
水質浄化量

2リットル入りペットボトル
〇万本分
(〇m³/年)

(2) 山地保全便益(土砂流出防止便益)

森林は、落ち葉や森林内の植生によって土壌が覆われ、雨水による土壌の浸食や流出を防いでいます。この働きは、森林がない状態と比べて、森林があることにより減少した流出土砂量で計算されます。

土砂流出防止量

10tダンブトラック(5.5m³/台)
〇台分
(〇m³/年)

(3) 環境保全便益(炭素固定便益)

森林は、光合成を行うことにより、大気中の二酸化炭素を吸収して、有機物を生成し、樹木の幹等に貯蔵し、地球温暖化の防止に寄与しています。この働きは、幹の体積の成長から計算されます。

二酸化炭素吸収・固定量

ヒト1人が1年間に排出するCO₂
〇人分
(CO₂ 〇トン/年)

ご契約までの流れ

1 お問い合わせ

希望する場所、面積、実施内容等をご検討し、ご希望の地域を所管する森林管理局にお問い合わせください。

2 ご相談

手続き等についてご説明をいたします。
※必ずしもご希望に添えるとは限りません。

3 申し込み～契約

「法人の森林」の契約の申し込みをし、分収林契約を締結します。
契約時に「法人の森林憲章」及び「森林利用計画」を定めていただきます。

- 法人の森林憲章：森林整備の目的や事業内容、分収時の純収益を森林づくり等の社会貢献活動に使用する旨を記載します。
- 森林利用計画：憲章の実践のための計画（利用計画）を記載します。
例）体験林業、看板の設置 など

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/kokumin_sanka/hojin_mori/index.html 法人の森林
(林野庁Webページ)



お問い合わせ先

担当部署	電話番号	管轄地域
林野庁業務課国有林野管理室	03-3502-8383	
北海道森林管理局森林整備第一課	050-3160-6288	北海道
東北森林管理局森林整備課	050-3160-6462	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県
関東森林管理局森林整備課	050-3160-1630	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県
中部森林管理局森林整備課	050-3160-6526	富山県、長野県、岐阜県、愛知県
近畿中国森林管理局森林整備課	050-3160-6784	石川県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国森林管理局森林整備課	050-3160-5621	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州森林管理局森林整備課	050-3160-6649	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県